

令和2年4月21日

令和2年第2回
恵那市議会臨時会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 3 号 恵那市税条例等の一部改正について）	5
承第 2 号	専決処分の承認について（専第 4 号 恵那市都市計画税条例の一部改正について）	13
承第 3 号	専決処分の承認について（専第 5 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について）	17
議第 4 8 号	恵那市手数料条例の一部改正について	19
議第 4 9 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	21
議第 5 0 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	25
議第 5 1 号	令和 2 年度恵那市一般会計補正予算	27
議第 5 2 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算	63

承第 1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 3号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 74 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項(法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度

又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 22 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(恵那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 恵那市税条例等の一部を改正する条例（令和元年恵那市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、恵那市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

附則第 1 条第 4 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(恵那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 恵那市税条例の一部を改正する条例(平成27年恵那市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改

め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(恵那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 恵那市税条例等の一部を改正する条例（平成28年恵那市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 恵那市税条例等の一部を改正する条例（平成29年恵那市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第7条 恵那市税条例等の一部を改正する条例（平成30年恵那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改

め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(恵那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 恵那市税条例の一部を改正する条例（平成31年恵那市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

承第 2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 4号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項の前の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 13 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 8 項、第 10 項及

び第 11 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 10 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 14 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 32 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項及び第 50 項」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 29 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項及び第 44 項」に、「又は第 34 項」を「又は第 33 項」に、「第 34 項又は法」を「第 33 項又は」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵那市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承第 3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 5号

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一
課税に関する条例の一部改正について

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 28 年恵那市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第48号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号通知カードが廃止されることに伴い、個人番号通知カードの再交付手数料に関する規定を削るため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中	個人番号通知カード再交付手数料	1 件につき	500円	を
	個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800円	

」

「

個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800円	に改める。
---------------	--------	------	-------

」

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第49号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす被保険者等に傷病手当金を支給するため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条、見出し及び 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 8 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に 50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第 9 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により

算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 10 条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 8 条から附則第 10 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議第50号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市山岡町

氏 名 水野 巧真

生年月日

（提案理由）

現委員に欠員が生じたため、新たに水野巧真氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第51号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 226,150千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,786,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		300,000	162,716	462,716
	1 繰越金	300,000	162,716	462,716
21 諸収入		683,089	30,334	713,423
	3 貸付金元利収入	130,000	30,000	160,000
	4 雑入	541,270	334	541,604
22 市債		1,860,300	33,100	1,893,400
	1 市債	1,860,300	33,100	1,893,400
歳入合計		25,560,000	226,150	25,786,150

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,596,700	19,302	3,616,002
	1 総務管理費	3,060,400	19,302	3,079,702
3 民生費		7,602,500	36,429	7,638,929
	1 社会福祉費	4,536,290	16,828	4,553,118
	2 児童福祉費	2,824,110	19,601	2,843,711
4 衛生費		2,908,800	11,334	2,920,134
	1 保健衛生費	1,559,480	11,334	1,570,814
6 農林水産業費		1,397,400	1,392	1,398,792
	1 農業費	1,066,870	1,392	1,068,262
7 商工費		736,700	105,912	842,612
	1 商工費	736,700	105,912	842,612
10 教育費		2,728,000	51,781	2,779,781
	1 教育総務費	362,460	4,402	366,862
	2 小学校費	356,350	6,538	362,888
	3 中学校費	187,040	3,578	190,618
	5 社会教育費	628,330	36,122	664,452
	6 保健体育費	1,125,080	1,141	1,126,221
歳 出 合 計		25,560,000	226,150	25,786,150

第 2 表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
合併特例事業	532,000	普通貸借 又は 証券発行	2.5% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	565,100	普通貸借 又は 証券発行	2.5% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	300,000	162,716	462,716
21 諸収入	683,089	30,334	713,423
22 市債	1,860,300	33,100	1,893,400
歳入合計	25,560,000	226,150	25,786,150

2 歳 入

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	300,000	162,716	462,716
	1	繰越金	300,000	162,716	462,716
		1	繰越金	300,000	162,716
21		諸収入	683,089	30,334	713,423
	3	貸付金元利収入	130,000	30,000	160,000
		1	貸付金元利収入	130,000	30,000
	4	雑入	541,270	334	541,604
		1	雑入	541,270	334
22		市債	1,860,300	33,100	1,893,400
	1	市債	1,860,300	33,100	1,893,400
		8	合併特例事業債	532,000	33,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	162,716	
2 中小企業小口融資貸付金収入	30,000	
4 雑入	334	
1 合併特例事業債	33,100	中山道広重美術館空調改修事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	6	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								特定財源	一般財源
				総務費	3,596,700	19,302	3,616,002		19,302
	1			総務管理費	3,060,400	19,302	3,079,702		19,302
		6		財産管理費	262,710	15,600	278,310		15,600
			10	情報化推進 費	153,810	3,702	157,512		3,702

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	7,229	○ 庁舎維持管理経費	15,600
		工事請負費	7,229
17 備品購入費	8,371	事務用備品購入費	8,371
13 使用料及び 賃借料	3,702	○ オフィスオートメーション推進経費	3,702
		使用料	3,702

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	7,602,500	36,429	7,638,929	334	36,095
	1	社会福祉費	4,536,290	16,828	4,553,118		16,828
	8	日々の暮らしを守る	206,180	16,828	223,008		16,828

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	12,099	○ 高齢者等生活支援事業費（暮らし守る）	16,828
		消耗品費	12,099
12 委 託 料	4,729	事業運営委託料	4,729

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		児童福祉費	2,824,110	19,601	2,843,711	334	19,267
	4	安心して子どもを育てる	1,803,740	19,601	1,823,341	諸収入 334	19,267

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	6,653	○ 放課後児童対策事業費（安心子育て）	10,883
		賄材料費	2,659
12 委託料	8,224	事業運営委託料	8,224
		○ 子ども・子育て支援事業費（安心子育て）	4,824
18 負担金補助 及び交付金	4,724	消耗品費	100
		補助交付金	4,724
		○ こども園教育・保育推進事業費（安心子育て）	3,894
		消耗品費	3,894

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	2,908,800	11,334	2,920,134		11,334
	1	保健衛生費	1,559,480	11,334	1,570,814		11,334
	2	保健センター 管理費	121,140	11,334	132,474		11,334

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	300	○ 保健センター一般経費	11,334
		謝礼金	300
10 需 用 費	10,034	消耗品費	10,034
		補助交付金	1,000
18 負担金補助 及び交付金	1,000		

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

6	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林水産業費	1,397,400	1,392	1,398,792		1,392
	1	農業費	1,066,870	1,392	1,068,262		1,392
	6	産業を育成 ・支援する	698,920	1,000	699,920		1,000
	8	持続可能型 の社会をつ くる	13,690	392	14,082		392

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	1,000	○ 農産物振興事業費（産業） 補助交付金	1,000 1,000
10 需 用 費	392	○ 地産地消推進事業費（持続可能） 賄材料費	392 392

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	736,700	105,912	842,612	30,000	75,912
	1	商工費	736,700	105,912	842,612	30,000	75,912
	4	産業を育成 ・支援する	171,610	105,912	277,522	諸収入 30,000	75,912

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	900	○ 起業・恵那ブランド育成事業費（産業）	105,912
		業務委託料	900
18 負担金補助 及び交付金	75,012	補助交付金	75,012
		貸付金	30,000
20 貸 付 金	30,000		

(款) 10 教育費
 (項) 1 教育総務費

10	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,728,000	51,781	2,779,781	33,100	18,681
	1	教育総務費	362,460	4,402	366,862		4,402
	3	移動手段を 充実する	71,270	4,402	75,672		4,402

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	4,402	○ 遠距離通学等対策事業費（移動） 補助交付金	4,402 4,402

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	小学校費	356,350	6,538	362,888		6,538
	1	学校管理費	158,620	6,538	165,158		6,538

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	6,538	○ 小学校運営一般経費 消耗品費	6,538 6,538

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	中学校費	187,040	3,578	190,618		3,578
	1	学校管理費	94,170	3,578	97,748		3,578

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	3,578	○ 中学校運営一般経費 消耗品費	3,578 3,578

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		社会教育費	628,330	36,122	664,452	33,100	3,022
	2	文化施設管理費	100,060	454	100,514		454
	3	図書館運営管理費	98,480	465	98,945		465
	4	市民会館管理費	7,830	122	7,952		122
	5	歴史・文化を活かす	209,510	35,081	244,591	地方債 33,100	1,981

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	454	○ 明智かえでホール管理運営経費 79 消耗品費 79 ○ 恵那文化センター管理経費 375 消耗品費 375
10 需用費	465	○ 図書館運営経費 465 消耗品費 465
10 需用費	122	○ 市民会館管理費 122 消耗品費 122
10 需用費	238	○ 文化財の調査・保存・活用事業費（歴史文化） 238 消耗品費 238
14 工事請負費	34,843	○ 美術館管理運営経費（歴史文化） 34,843 工事請負費 34,843

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		保健体育費	1,125,080	1,141	1,126,221		1,141
	1	スポーツ施設管理費	205,990	1,141	207,131		1,141

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	1,141	○ スポーツ施設管理経費 消耗品費	1,141 1,141

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		
			当該年度中起債見込額		
			補正前	補正額	計
3. 合併特例債	11,700,621	10,434,583	532,000	33,100	565,100
⑧教育債	1,777,486	1,593,442	74,400	33,100	107,500
合 計	29,236,813	27,780,513	1,860,300	33,100	1,893,400

(単位：千円)

当該年度中元金償還見込額			当該年度末現在高見込額		
補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
1,204,563	0	1,204,563	9,762,020	33,100	9,795,120
186,274	0	186,274	1,481,568	33,100	1,514,668
2,827,200	0	2,827,200	26,813,613	33,100	26,846,713

議第52号

令和2年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度恵那市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,286,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月21日提出

恵那市長 小坂 喬峰

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		3,857,833	1,000	3,858,833
	1 県補助金	3,857,833	1,000	3,858,833
歳入	合計	5,285,400	1,000	5,286,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,730,000	1,000	3,731,000
	6 傷病手当金	0	1,000	1,000
歳 出	合 計	5,285,400	1,000	5,286,400

予算説明書

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	3,857,833	1,000	3,858,833
歳入合計	5,285,400	1,000	5,286,400

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	3,730,000	1,000	3,731,000
歳 出 合 計	5,285,400	1,000	5,286,400

2 歳 入

(款) 4 県支出金
(項) 1 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		県支出金	3,857,833	1,000	3,858,833
	1	県補助金	3,857,833	1,000	3,858,833
		1 保険給付費等交付金	3,842,879	1,000	3,843,879

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費 等交付金（ 特別交付金 ）	1,000	特別調整交付金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 6 傷病手当金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		保険給付費	3,730,000	1,000	3,731,000	1,000	
	6	傷病手当金	0	1,000	1,000	1,000	
		1	傷病手当金	0	1,000	1,000	県支出金 1,000

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	1,000	○ 傷病手当金 負担金補助及び交付金	1,000 1,000